## 平成 28 年度版 林務部コンプライアンス推進行動計画の 取組結果の評価

「平成28年度版林務部コンプライアンス推進行動計画」重点取組事項の進捗状況↓◎計画以上に進捗、O計画どおり、△計画に及ばない、×全く進捗していない 進捗 実施時期(実績) 「平成28年度林務部コンプライアンス推進行動計画」の取組項目

「平成28年度林務部コンフライアンス推進行動計画」の取組項目	評価	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
二度と不祥事を"起こさない"人と組織づくり 職員の資質向上とコンプライアンス意識の改革					
今回の事案の反省を踏まえた林務部の仕事改革の推進	0	各職員、各係、課題の洗い出	現地機関、各課室で 北、林務部でとりまと 本部 推進 委員会	10~11月集中取組期間 11/7,9 課題の 重点課題WS リスク記	
テレビ会議システムの活用などにより本庁・現地間の打ち合せの機会を増加	0	4/8       5/17       6/17         大北       コンプ <sup>5</sup> ライ       総務         事案       アンス       担当         説明       担当者       係長         会       会議       会議	7/11 8/4 課所長 総務 会議 担当 係長	● 10/14 10/25 課所長しごと 会議 改革 担当 打合せ	1/5 1/27~2/8 課所長 林務部幹部 会議 現地訪問 意見交換
組織として不祥事を防止するための仕組みづくり					
係内の業務を点検しあい課題の洗い出しを行う係会を、各職場の実態に応じ開催	0	各職場で実態に応じ開催			
二度と不祥事が"起きない"事務事業の仕組みの構築					
県民起点で現場実態を踏まえた計画づくりと予算執行					
森林づくりアクションプランのH28以降の目標の設定	Δ	<ul><li>・地方事務</li><li>・前期(H23~H27の実</li><li>ミュレーショ</li></ul>	所ごとの <u>間伐</u> 実行可能面積の <u>シ</u> - <u>ョンの実施</u> 坡害などの <u>地域の実情の把握</u> -	後期実行計画について、地方事務所に意見照会	上山整備の手法等の検討(森林税) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
造林補助事業での不適正申請を許さない仕組みの構築					
県の実施要領を見直し、明確化した補助金申請書や 作成・提出を義務化したチェックリストの林業事業体への周知・定着	0	5/9 改正要領の原 実施 (県下5ブロッ 要領の 改正	知期間 8/20 つでの説明会を実施)改正 要領の 適用	改正要領での事業実施	2/15 要領d 造林WG の検討
年間の申請回数を5回(最終回12月)の変更	0	5/9 改正要領の馬 実施 (県下5ブロッ 要領の	知期間 8/20 つでの説明会を実施)改正 要領の	10/20 12/20 第4回 第5回 申請 申請	2/15 造林WG 要領 1/31 実施 の検 申請期限

「平成28年度版林務部コンプライアンス推進行動計画」重点取組事項の進捗状況↓◎計画以上に進捗、○計画どおり、△計画に及ばない、×全く進捗していない。

「平成28年度版林務部コンプライアンス推進行動計画」重点取組事項の進捗状況 「平成28年度林務部コンプライアンス推進行動計画」の取組項目	進捗 評価	以上に進歩、〇計画と839、公司	実施時期		
	評価	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
5 不適正受給が判明した事業における再発防止 地域で進める里山集約化事業実施の適正化	0	4/28 担当 者会 議	事業執行チェック表を活用した事	業実施 11月 進捗 報告	3月 進捗 報告
森林整備地域活動支援事業(交付金)の適正な事業実施の徹底	0		9月		3月
林内路網関係補助事業の事業実施の適正化	0			との重複に関する事前確認を実施 の提出時に最終確認	
Ⅲ 二度と不祥事を"起こさせない"ための森林組合の指導監督					
6 森林組合の内部管理体制整備の促進 ガイドラインを活用した組合の役職員の自己点検の実施と ガイドラインの内容改善	0	自己点検の実施	常例検査等における自己点検の	の実施状況の確認指導	地方事務所 課題整理 と課題共有 指導方法検討
見直し後の体制による常例検査の実施	0	常側検査実施 等の 等の 等の を 等を を を を を を を を を を を を を を	7月~12月 常例検査 8/8~10 県森連主催 森林組合初 任者研修に 参加	実施	地方事 1/30 務所と 課題整理 改善策検討 課題共 有 在 有 在 有 で 6

「平成28年度版体務部コンプライアンス推進行期計画」の取組項目一覧 「平成28年度林務部コンプライアンス推進行動計画」の取組項目		実施時期	年度末評価	平成28年度に実施した内容 (実績, 見込みも記載)
I 二度と不祥事を"起こさない"人と組織づくり				(Xinst ) Levy of the Application
1 職員の資質向上とコンプライアンス意識の改革 ① 林務部職員一人ひとりの業務に向かう姿勢の学び直し				
1-1) 今回の事案の反省を踏まえた林務部の仕事改革の推進(車座集会の実施)	重点取組事項	通年	有効(継続)	300件超の提案が寄せられ、10,11月をしごと改革重点取組期間として取組
1-2) 今回の事案の反省を踏まえた林務部の仕事改革の推進(ワークショップの実施)	重点取組事項	通年	有効(継続)	2 つの重点課題について、リスク評価の手法を取り入れワークショップ方式で議論
2) 規範意識の醸成を図るための職場内研修会の実施		通年	有効(継続)	8月にコンプライアンス、公務員倫理に関する研修を本庁等で実施、年度内に全所属で開催
3) 基本に立ち返り学ぶため管理監督者向けリーダー養成研修を積極的に受講		通年	有効 (継続)	管理監督者向けリーダー養成研修を15人が受講、4月には部独自にパワハラ, セクハラWSを開催
4) 必要な知識や技術の習得を図る林務部専門研修を実施		通年	有効 (継続)	平成28年度林務部専門研修計画を作成、今後も点検、見直しを行う
② 日常業務を通じたコンプライアンス意識の向上への取組				
5) 林務部独自の行動指針を追加した長野県行政経営理念の職場掲示		通年	有効 (継続)	平成27年度から全ての職場で掲示を行っている
6) 全職員が記載したレポートの内容を着実に推進		通年	有効(達成)	昨年度林務部全職員が今回の事案の分析や反省を行い、業務に対する姿勢を確認
7) 自分がコンプライアンスに取り組む事項を名札又は名刺に記載し常に意識		通年	有効(達成)	コンプライアンスの視点で取り組む姿勢を名札又は名刺に記載
8) 業績評価においてコンプライアンスの視点を踏まえた業務目標を設定		4月,11月	有効(継続)	H28後期目標設定からは人事評価制度のチャレンジ目標の設定を積極的に行うよう通知
③ 職員間のコミュニケーションを活性化し、県民起点で議論する組織づくり				
9) 所属長が自らのメッセージや各所属での取組等を情報発信		通年	一部見直し	テレビ会議を開催し林務部長メッセージを伝達、プログの活用投により各所属の取組を発信
10) 各所属の実情に応じ職場内検討会を開催し係横断的な課題に対し連携		通年	有効(継続)	各所属の実情に応じ必要な時に会議を開催、迅速な情報、課題の共有を図っている
11)テレビ会議システムの活用などにより本庁・現地間の打ち合せの機会を増加	重点取組事項	通年	有効(継続)	1月までに全所属が参加するテレビ会議を8回開催、移動時間や旅費の削減効果もあった
12) 年 1 回以上、全ての現地機関を林務部幹部が訪問して直接課題を議論		通年	有効(継続)	林務部長自ら各地方事務所を訪問し、林務課長等と意見交換を実施
2 組織として不祥事を防止するための仕組みづくり ① 再発防止に向けた体制の整備				
13) 行動計画に基づく取組の進捗管理、効果の評価を実施		6, 9, 12月	有効(継続)	年度末には推進本部で行動計画に基づく取組について議論、林務部改革推進委員会で評価検証
14) コンプライアンス推進担当を中心に各職場において取組を推進		4月指名	有効(継続)	4月7日までに全所属において推進担当を指名、コンプライアンス推進の旗振り役として機能
15) コンプライアンス推進・フォローアップ委員会を拡充改組		5月	有効(達成)	「林務部改革推進委員会」に拡充改組、5,9月,H29.2月に委員会を開催、貴重な意見を頂く
16) 林務部職員に対する意識調査(第2回)を実施		~3月	判断できない	意識変化を継続して把握する必要があり、調査結果に応じて行動計画を見直す
17) 再発防止に向けた取組・検証結果等をHP等により広く情報開示		随時更新	有効 (継続)	県民により分かりやすく伝わるよう丁寧な情報提供を行い、説明責任を果たしていく
② 林務部の業務におけるけん制体制の強化				
18) 補助金執行における推進担当と検査担当を区分けする方向で見直し		常時/H29.4	有効(継続)	造林補助事業の検査業務等を普及林産係から林務係に移管、けん制体制を強化(H29.4~)
19) 地方事務所林務課に林業職以外の職員配置の拡大		4月	有効(継続)	平成28年4月異動で林業職以外の職員を配置、今後も効果を確認しながら拡大を検討
20) 業務に関するメールは所属メールアドレスで行うことを徹底		通年	有効(継続)	10月に全所属へ通知を発出、電子メールの適正な取扱いについて改めて周知徹底
21) 引継書を係内で供覧し組織として引継ぎ内容を共有化		3月	有効(継続)	組織として引継内容を共有できるように林務部におけるルールを整理
③ 業務の執行状況の把握・点検				
22) 係内の業務を点検しあい課題の洗い出しを行う係会を、各職場の実態に応じ開催	重点取組事項	通年	有効(継続)	各職場・係で実態に応じ手法を検討・工夫しながら実施
④ 問題を早期発見・対応する仕組みづくり		泽在	有効(継続)	4日に共変が内に「存取に担談でもて空口」を記案。 かかのかたたい 大牧 第四を問め
23) 業務推進上の懸案等、幅広く受け付ける「気軽に相談できる窓口」の設置		通年	******	4月に林務部内に「気軽に相談できる窓口」を設置、部内周知を行い本格運用を開始
24) 公益通報制度(グリーンホイッスル)について周知し、活用を促進		通年	有効(継続)	4月に林務部独自に「不適正な行為等に対する林務部内の事務取扱要綱」を制定
25) 不適切な事案発生時に組織的かつ迅速的確に対応できる仕組を整備		通年	有効(継続)	4月に林務部独自に「不適正な行為等に対する林務部内の事務取扱要綱」を制定
5 業務量に応じた柔軟な業務体制の変更、応援体制の整備 26) 各所属の実態やニーズの確実な把握		5~10月	有効(継続)	9月に業務量等調査表の内容及び調査項目の見直しを行い試行している
		未定		
27) 災害以外の未務でも対応可能となるよう応援要視を登備	27) 災害以外の業務でも対応可能となるよう応援要領を整備		一部見直し	既存の諸法令との整合を図りつつ現在の災害時の派遣に係る要領を参考に応援要領を策定する

「平成28年度版林務部コンフライアンス推進行動計画」の取組項目一覧				T # 00 fr fr   - 17 + 1   1   1   1   1   1   1   1   1   1
「平成28年度林務部コンプライアンス推進行動計画」の取組項目		実施時期	年度末評価	平成28年度に実施した内容 (実績,見込みも記載)
□ 二度と不祥事が"起きない"事務事業の仕組みの構築				(A)
3 県民起点で現場実態を踏まえた計画づくりと予算執行  ① 森林づくりアクションプランのH28以降の目標の設定				
28) 森林づくりアクションプランのH28以降の目標の設定	重点取組事項	H29	判断できない	地域の林業労働力など地域の実行能力を考慮した上で目標案を作成し今後市町村等に意見を照会
29) 森林づくりアクションプランの毎年度の評価・検証の仕組みの構築	29) 森林づくりアクションプランの毎年度の評価・検証の仕組みの構築		判断できない	一連の評価・検証の仕組みの構築に向け検討を進める
② 県民目線での適切な予算執行				
30) 地域の事業要望を予算要求額に反映させるための要望調査の前倒し		9~10月	有効(継続)	予算編成作業における新たな取組の成果と課題を検証し、来年度予算編成過程において反映
31) 予算執行の進捗状況の把握		4 半期毎	有効(継続)	9月末の補助金等執行状況について、各地方事務所において取りまとめ本庁報告
32) 執行状況を踏まえた事業執行方針の作成		12月~	一部見直し	執行状況から年度内完了か繰越の方針を組織的に判断し、予算減額や繰越処理を適切に実施
4 造林補助事業での不適正申請を許さない仕組みの構築  ① 造林補助事業の要領等に沿った運用の徹底				
33) 県の実施要領を見直し、国の実施要領等の内容を組み込む形(一元化)で改正	重点取組事項	5月	有効(達成)	改正された要領は周知期間を鑑み第3回申請(8月20日期限)より適用
34)要綱・要領の簡易版をWeb形式で作成し、リアルタイムで更新		8月	有効(継続)	最新の補助金交付要綱・実施要領及び調査要領の本文と様式を県HPに掲載済、簡易版は今後作成
35) 毎年度当初、造林担当者の研修会(造林事業研修会)を開催		4月	有効(継続)	要綱要領等の説明会を全県を5ブロックに分け開催、今後も内容を工夫しつつ、毎年度実施
36) 地域特有の課題に対応した要件解釈について問題点を集約し、 地方事務所と本庁で共有して解決する		随時更新	有効(継続)	補助要件解釈、造林担当から出された疑問点をQ&A形式で整理、共有サーバで管理し随時更新
37) 補助要件の解釈の具体例を蓄積し、Q&A形式により地方事務所と共有する		随時更新	有効(継続)	補助要件解釈、造林担当から出された疑問点をQ&A形式で整理、共有サーバで管理し随時更新
38) 本庁が地方事務所の運用実態を定期的に把握・協議する(各所年1回以上)		4~2月	有効(継続)	地方事務所で行う造林調査に同行し、運用実態の把握を実施
② 補助申請者による自己チェックの強化と書類調査の厳格化				
39) 平成27年度に実施要領等を改正し明確化した補助金申請書や 作成・提出を義務化したチェックリストの林業事業体への周知・定着	重点取組事項	8月以降	有効(達成)	補助金申請書のセルフチェックリストの作成提出を義務化、第3回申請から活用
40) 作業内容が明確に確認できる写真の添付を義務化(実施要領改正)		5月	有効(達成)	施行地毎に撮影日や撮影箇所が明確な写真を添付させることとし、第3回申請から適用
41) 申請者自らが管理用プロットを設定し、伐採率等を管理するよう義務付け		5月	有効(達成)	申請者自ら説明できるよう管理用プロットを設置させることとし、第3回申請から適用
42) 事業施工地台帳の整備を徹底		8月	有効(達成)	施行地台帳を調査時提出書類に定め、調査時の確認は第3回申請から適用
43) 調査プロセスチェックリストを作成し、 決裁回議時に複数の職員(係員及び上司)が確認		8月以降	判断できない	全県統一の調査調書を制定、今後造林WGを実施し、調査調書の記載内容の更なる充実を図る
44) コンプライアンス推進会議構成員 (副所長等) により書類調査内容を確認		4, 6, 8, 10, 12月	有効(継続)	コンプライアンス推進会議構成員による確認や補助金チェックリストにより出納機関がチェック

抽出は効果あり 分から実施 き続き取り組む 28年度から実施 ら運用
分から実施 き続き取り組む 28年度から実施 ら運用
分から実施 き続き取り組む 28年度から実施 ら運用
分から実施 き続き取り組む 28年度から実施 ら運用
き続き取り組む 28年度から実施 ら運用
き続き取り組む 28年度から実施 ら運用
28年度から実施ら運用
ら運用
第編成またた
質婦式まなから
昇編成を打なり
上げを行う
要領に改正済
要領に改正済
こついて解説
済(11月)、第
管理に活用
・徹底
徹底
対して指導
要領改正
確実に実施した
行った
12

「平成28年度林務部コンプライアンス推進行動計画」の取組項目		実施時期	年度末評価	平成28年度に実施した内容 (実績,見込みも記載)
□ 二度と不祥事を"起こさせない"ための森林組合の指導監督 6 森林組合の内部管理体制整備の促進				(XXIXI) SILE 1 CROWN
① 県と県森連が連携した森林組合の内部管理体制の整備促進				
70) ガイドラインを活用した組合の役職員の自己点検の実施と ガイドラインの内容改善	重点取組事項	随時	有効(継続)	常例検査の重点検査項目としてガイドラインを活用した組合役職員の自己点検状況等を 全18森林組合に確認
71) 県森連が実施する組合の役職員研修に対する支援		随時	有効(継続)	県森連が実施した研修会に県が講師を派遣するなど、連携して研修会を実施
② 森林組合に対する県の指導力の強化				
72) 森林組合指導への改正した森林組合指導方針の活用		随時	有効(継続)	改正した指導方針に基づく組合指導の実施
73-1) 組合指導担当者に対する県内部の研修を定期的に実施		6月,1月	有効 (継続)	森林組合等検査員研修会を2回(6月、1月) 開催し地方事務所の組合担当者に説明
73-2) 森林組合に対する技術指導・各種研修の実施と林務課職員の参加促進		随時	有効(継続)	森林組合に対して造林事業の適正実施や森林経営計画作成等に関する研修会を計10日実施
74) 森林組合の意見の定期的な把握		随時	有効(継続)	森林組合懇談会を7月に開催し、意見交換を行った
③ 県の森林組合常例検査の実施体制の強化				
75) 見直し後の体制による常例検査の実施	重点取組事項	7月~12月	有効(継続)	7月から12月までに県内の全18組合に対して常例検査を実施
76) 組合検査担当者に対する県内部の研修を定期的に実施		6月,1月	有効(継続)	森林組合等検査員研修会を2回(6月、1月)開催
77) 国や県森連等が主催する外部研修への参加を促進		随時	有効(継続)	国の検査職員基礎研修に県組合担当者が3名参加、県森連の研修に県組合担当者が12名参加

取組項目工度と不祥事を "起こさない" 人と組織づくり総務係1 職員の資質向上とコンプライアンス意識の改革実施対象① 林務部職員一人ひとりの業務に向かう姿勢の学び直し全職員

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容(実績)等
  1-1) 今回の事案の反省を踏まえ   た林務部の仕事改革の推進	通年	・事案の反省を踏まえ実施した車座集会・ワークショップ の意見等を基に4月に行動計画の改定を行った。
(車座集会の実施)	有効 (継続すべき)	・6月からは不適正事案が発生した事務事業だけでなく、林 務部の業務全般に対象を拡げ、課題や解決策を検討する 「しごと改革」に着手
1-2) 今回の事案の反省を踏まえ   た林務部の仕事改革の推進 (ワークショップの実施)		・上半期までに職員個人による棚卸し、係・所属での議論 を経て300件を超える提案が寄せられた。 ・提案について、すぐに実行できるものは着手するととも
		に、推進本部で議論し、方向性を出す重点課題を2つに絞り、リスク評価の手法を取り入れながらワークショップで
重点取組事項		議論を行った。 ・このほか、林務部の部課室長が全ての現地機関を訪問し、行動計画の取組についてワークショップ形式で意見交換を実施
2) 規範意識の醸成を図るための 職場内研修会の実施	通年	・コンプライアンスや公務員倫理を学び規範意識の醸成を 図るため、全職場において研修会を実施
	有効 (継続すべき)	
3)基本に立ち返り学ぶため管理	通年	・本庁林務部及び地方事務所林務課の課長、新任の課長補
監督者向けリーダー養成研修 を積極的に受講	有効 (継続すべき)	佐等が、マネジメント能力の向上を図るため、管理監督者向けリーダー養成研修を受講。本庁課長・地事林務課長 <u>等</u> を対象とした「リーダー養成 I」研修(9/9)を7人が受講、新任の課長補佐等を対象とした「リーダー養成 II」研
		修 (7/15) は、8人が受講。 ・部独自の取組として、4月に管理監督者がハラスメント について議論するワークショップを開催
4) 必要な知識や技術の習得を	通年	・林務部の専門研修において、法令や制度、業務の進め方
図る林務部専門研修を実施	有効 (継続すべき)	など、必要な知識や技術の習得が図れるよう、既存の研修 の棚卸しを実施し、全ての専門研修をコンプライアンス行 動計画上の分類に整理し、平成28年度の林務部専門研修計 画を作成した。
		・各研修の実施状況について、アンケート結果や参加者からの意見、次回への改善点等を含め年度内に取りまとめを 行い、次年度の研修計画へ繋げていく。

- ○しごと改革の取組により、ワークショップなど様々な機会に職員が業務の あり方や見直しの方向性について考え、建設的な議論を行うことができた。 また「リスク評価」など新たな手法も取り入れることで、効果的に課題の 整理が図れた。今後も継続してしごと改革に取り組んでいく。
- 〇各種研修は、職員の規範意識や資質の向上、必要な知識や技術の習得 のために有効であるため、改善を重ねながら継続していく。

取組項目年度末評価計画担当I 二度と不祥事を "起こさない" 人と組織づくり総務係1 職員の資質向上とコンプライアンス意識の改革実施対象② 日常業務を通じたコンプライアンス意識の向上への取組全職員

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容(実績)等
5) 林務部独自の行動指針を追加 した長野県行政経営理念の	通年	・平成27年度から全ての職場で掲示を行っている。 ・今後も掲示を継続し、職員の意識改革を促すとともに、
職場掲示	有効 (継続すべき)	適時、職場内や会議等で確認を行うなど常に意識してい く。
6) 全職員が記載したレポートの 内容を着実に推進	通年 有効 (所期の 目的達成)	・林務部全職員が今回の事案の分析や反省を行い、今後へ どう活かすかレポートを作成し、業務に対する姿勢を自ら 確認した。 ・コンプライアンス推進担当及び所属長がレポートを共有 し、職員のコンプライアンスに関する認識や取組状況を把 握した上で行動計画を推進しており、事案の反省を今後に つなげるための所期の目的を達成したと考えられる。
7) 自分がコンプライアンスに 取り組む事項を名札又は名刺 に記載し常に意識	通年 有効 (所期の 目的達成)	・レポート作成とあわせ、自分がコンプライアンスの視点で取り組む姿勢を名札又は名刺に記載・今回の事案を踏まえ、個々の職員が今後意識して取り組む内容を周囲に示すことで、日常的にコンプライアンスを意識して業務に取り組むきっかけとして初期の目的を達成したと考えられる。
8) 業績評価においてコンプライ アンスの視点を踏まえた業務   目標を設定	4 月・10月 有効 (継続すべき)	・全所属へ通知を発出し、各職員が引き続き業績評価にコンプライアンスの視点を意識した目標を設定 ・個々の職員が日常業務を通じて取り組む内容を上司とも 相談することは、業務に取り組む上でコンプライアンスを 意識する機会として有効であり、取組を継続する。 ・また、建設的、積極的な提案をした職員を積極的に評価 し、モチベーション向上につなげる、業績評価制度の 「チャレンジ目標」の設定を積極的に行う取組を進めてい く。

- 〇レポートの作成及びコンプライアンスに取り組む事項の名札等への記載は 事案の反省や業務に対する姿勢の確認のきっかけとして所期の目的を達成 したと考えられる。
- 〇長野県行政経営理念の掲示や年2回の業務目標の設定は、コンプライアンス意識の向上の機会として有効なため継続する。

9)所属長が自らのメッセージや 各所属での取組等を情報発信 有効だが一部 に課題あり (一部見直し) ・7月及び1月にテレビ会議を開催し、現地機関を含む 林務部全所属長へ林務部長からのメッセージを伝達 ・「信州・森林づくり応援ネットワーク」や「信州ジリエ」などのブログの活用等により各所属の取組等の情報 発信 ・所属長が、各所属の個人や係単位の取組の中から優秀	
	情報を
10) 各所属の実情に応じ職場内 検討会を開催し係横断的な 課題に対し連携 ・各所属の実情に応じ、定期又は随時に朝会、係長会記 を開催し、職場内で議論する機会を設定しているほか、 ごと改革の議論などを通じて、実施されている。 ・今後も所属の実情に応じ必要な時に会議を開催し、記 な情報・課題の共有を図っていく。	か、し
11) テレビ会議システムの活用	8回実
12) 年1回以上、全ての現地機関を林務部幹部が訪問して直接課題を議論  「機続すべき) ・林務部の部課室長が全ての現地機関を訪問し、不適可能事業に関する対応状況を説明するとともに、行動計画を制度して、大務部の部課室長が全ての現地機関を訪問し、不適可能事業に関する対応状況を説明するとともに、行動計画を制度して、大務部の部課室長が全ての現地機関を訪問し、不適可能事業に関する対応状況を説明するとともに、行動計画を制度して、大務部の部課室長が全ての現地機関を訪問し、不適可能事業に関する対応状況を説明するとともに、行動計画を制度して、大務部の部課室長が全ての地方事務所を訪問して、大務課長等の意見を持ている。	適正受 計画の

- ○職場内検討会やテレビ会議の実施、林務部幹部の現地機関の訪問については、職場内及び本庁・現地機関の間のコミュニケーションの活性化に有効であると考えられることから、継続的な取組を行う。
- 〇各所属長からのメッセージの発信は、コミュニケーション活性化の観点 から、行動計画の中でどのような情報発信を位置付けるのか整理が必要。

取組工 定と不祥事を "起こさない" 人と組織づくり企画係・総務係項目2 組織として不祥事を防止するための仕組みづくり実施対象① 再発防止に向けた体制の整備全職員

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容(実績)等
13) 行動計画に基づく取組の進捗 管理、効果の評価を実施	6, 9, <del>11</del> 月 6, 9, 12月	・6,9,12月に進捗管理を行った。年度末には、推進本部で行動計画に基づく取組について議論し、林務部改革推進委員会で評価・検証。
	有効 (継続すべき)	・ P D C A サイクルによる改善体制は、効果的な対策の推進に不可欠なため、来年度以降も年度末評価は継続的に取り組む。
  14)  コンプライアンス推進担当を   中心に各職場において取組を	4月指名	・4月7日までに本庁各課室及び現地機関において推進担当を指名し、5月17日にテレビ会議で担当者会議を開催。
推進	有効 (継続すべき)	・コンプライアンス推進の先頭に立ち、県庁とのつなぎ役として 機能。
15) コンプライアンス推進・フォ ローアップ委員会を拡充改組	5月	・平成28年度からは、林務部における「意識改革」、「組織風土 改革」、「仕事改革」が課題となっていることから、民間経営の 視点から委員を追加し、「林務部改革推進委員会」として拡充・
	有効 (所期の 目的達成)	改組。
16) 林務部職員に対する意識調査 (第2回) を実施	未定	・第2回調査の実施に向け、コンプライアンス推進室と連携しつ つ調整中。 ・意識変化を継続して把握する必要があり、調査結果に応じて行
	有効 (継続すべき)	動計画を見直す
17) 再発防止に向けた取組・検証 結果等をHP等により広く情	随時更新	・大北森林組合事案関連情報を遅滞なく公表することは重要であり、県民により分かりやすく伝わるよう工夫して実施している。 ・平成28年11月15日には、大北森林組合等補助金不適正受給事案
報開示 	<b>有効</b> に対する県のタ ( <b>継続すべき</b> ) とともに、説明 をホームページ	に対する県の対応の経過、事案の全体像について説明を実施するとともに、説明会の映像や県民向けにわかりやすく解説した資料をホームページに掲載。今後とも丁寧な情報提供を行い、説明責任を果たしていく。
		日との大の

- 〇林務部コンプライアンス推進本部やコンプライアンス推進会議(現地機関)、 林務部改革推進委員会の開催による再発防止に向けた体制の整備は、効果的な 対策推進に有効に機能している。形骸化防止と対策充実の観点から、推進本部 等の開催頻度は見直す。
- 〇職員に対する意識調査をはじめ、行動計画の評価、検証は、PDCAサイクルによる取組の改善に不可欠であり、継続して取り組む。
- 〇ホームページなどを活用し、丁寧な情報提供を行い、説明責任を果たしていく。

Ho		年度末評価	計画担当
取 組	Ι	二度と不祥事を"起こさない"人と組織づくり	総務係
項目	2	組織として不祥事を防止するための仕組みづくり	実施対象
Ħ	2	林務部の業務におけるけん制体制の強化	全職員

	具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容(実績)等
18)	補助金執行における推進担当 と検査担当を区分けする方向 で見直し	常時/ H29年4月	・けん制体制を確保するため、造林補助事業の実施に当 たっては、普及林産係員が調査員として従事する場合に は、推進を担当する地区の調査には従事しないこととした
	で兄直し 一	有効 (継続すべき)	ほか、現地調査については2人検査体制で実施することとした。 ・普及指導と造林補助事業を同一の係で担当している小規
			模 5 所(上小、諏訪、木曽、北安曇、北信)については、 造林補助事業の検査業務等を普及林産係から林務係へ移管 することにより、けん制体制をより強化することとした。
19)	地方事務所林務課に林業職	4月	・平成28年4月の異動では、県庁各課室をはじめ全ての地方 事務所において林業職以外の職員の配置を行った。
	以外の職員配置の拡大	有効 (継続すべき)	事務所において体業職以外の職員の配直を行った。 ・配置所属からは、様々な職場を経験した職員が配置されることにより、多様な視点からの指摘やチェックが入ることや、視野が広がるなどの効果が報告されているため、今後も効果を確認しながら継続していく。
20)	業務に関するメールは所属 メールアドレスで行うこと	通年	・所属メールアドレスを用いることを徹底しており、所属 内の情報共有や複数チェックに有効なことから、継続す
	を徹底	有効 (継続すべき)	る。 ・10月5日付けで全所属へ通知を発出し、電子メールの適 正な取扱いについて改めて周知徹底を行った。
21)	引継書を係内で供覧し組織 として引継ぎ内容を共有化	3月 有効 (継続すべき)	・引継書を担当者だけではなく係内(係長においては課長へ)での供覧とし、文書として保存区分を明確にする等、組織として引継内容を共有できるように林務部におけるルールを整理している。
			・今後も徹底を図り継続していく。

- 〇地方事務所林務課の組織的な見直しについては、昨年度からの議論に結論を出し、平成29年4月から普及担当と補助事業の検査担当の係を分け、 けん制体制をより強化することとした。
- 〇林業職以外の職員の配置拡大については、平成28年4月から全地方事務所で実施し、けん制機能強化や職員の視野を広げることなどにも効果があると考えられるため、拡充しながら継続する。
- 〇所属メールアドレスの使用徹底や引継書の供覧についてはも引き続き徹底 を図り取り組んでいく。

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容(実績)等
22) 係内の業務を点検しあい課題	通年	・曜日を設定した定期的な開催や形式及び回数に捉われない。
の洗い出しを行う係会を、 各職場の実態に応じ開催	有効 (継続すべき)	い開催など、各職場・係で実態に応じ手法を検討・工夫し ながら実施
重点取組事項		

総合評価 及び 今後の取組 ○課題を共有する上で、、係会の定期的な実施は課題の早期発見のみならず、コミュニケーションを活発にするという点からも有効であることから、各職場の実態に合わせた開催頻度により継続的に取り組む。

Η̈σ		年度末評価	計画担当
取 組	Ι	二度と不祥事を"起こさない"人と組織づくり	総務係
項目	2	組織として不祥事を防止するための仕組みづくり	実施対象
=	4	問題を早期発見・対応する仕組みづくり	全職員

	具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容(実績)等
23)	業務推進上の懸案等、幅広く 受け付ける「気軽に相談でき」	通年	  ・4月に林務部内に「気軽に相談できる窓口」を設置  ・部内に周知を行い、本格運用を開始している。
	る窓口」の設置	有効 (継続すべき)	
24)	公益通報制度(グリーンホイッスル)について周知し、   活用を促進	通年 有効 (継続すべき)	・制度について各所属で伝達、回覧、課内掲示を行うなど 周知を実施 ・また、公益通報制度の垣根を下げ、通報しやすい体制に するため、4月に林務部独自に「不適正な行為等に対する 林務部内の事務取扱要綱」を制定し、運用を開始してい る。
25)	不適切な事案発生時に組織的かつ迅速的確に対応できる 仕組を整備	通年 有効 (継続すべき)	・不適正な事案の疑いがある情報を入手した場合、真偽や 詳細が不明な段階でも情報を一元化し、組織的に事案の調 査と対応を行うための仕組み「不適正な行為等に対する林 務部内の事務取扱要綱」を制定し、運用を開始している。

○「問題を早期発見・対応する仕組みづくり」については、28年度当初から 速やかに対応できるように、部独自で体制を整備しているが、今後、全庁 的な制度の見直しや新設が行われる場合は、整合を取りながら体制を検討 する。

Ho		年度末評価	計画担当
取 組	Ι	二度と不祥事を"起こさない"人と組織づくり	総務係
項目	2	組織として不祥事を防止するための仕組みづくり	実施対象
Ħ	<b>⑤</b>	業務量に応じた柔軟な業務体制の変更、応援体制の整備	全職員

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容(実績)等
26) 各所属の実態やニーズの確実 な把握	5 ~10月 有効 (継続すべき)	・現地機関の翌年度の業務量をより的確に把握するため、従来、照会を行っていなかった組織定数改正要望等について、27年度から各所属に照会し、定数上の職場要望を把握している。
		・現地機関とのテレビ会議等を複数回開催し、組織についての議論を行った。 ・9月に業務量等調査表の内容及び調査項目の見直しを行い試行した。 ・11月から12月にかけ、本庁担当者が全ての現地機関を訪問し、状況を聴き取るとともに、中堅・若手職員や他部局交流職員と直接意見交換を実施し、現場の実態把握に努めた。
27) 災害以外の業務でも対応可能となるよう応援要領を整備	未定実施状況が遅れている	・平成27年4月の北安曇地事の現地確認に係る応援職員の 派遣や平成28年1~3月の同所普及林産係の臨時的業務の 増大に係る応援派遣等を踏まえ、現在の災害時の派遣に係 る要領を参考に必要な応援の体制を検討

- 〇限られた職員数の中で効率的、効果的に業務を進めるためには、業務の 質や量に応じた弾力的な人材配置ができる仕組みが必要なことから、 より正確な実態やニーズの把握に引き続き努める。
- 〇応援体制の整備については、現在の災害時の派遣に係る要領を参考に検討しているが、全庁的な課題でもあることから、既存の諸法令との整合を図りつつ整備する必要がある。

Ho	年度末評価	計画担当
取 組	Ⅱ 二度と不祥事が"起きない"事務事業の仕組みの構築	企画係
項目	3 県民起点で現場実態を踏まえた計画づくりと予算執行	実施対象
	① 森林づくりアクションプラン(AP)のH28以降の目標の設定	林務部該当課室及び現地機関

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容(実績)等
28) 森林づくりアクションプラン のH28以降の目標の設定	<del>12月上旬</del> H29	・間伐目標値の算出については、地方事務所ごとに、地域 の林業労働力など地域の実行能力を考慮した上で目標案 を作成しており、検討に時間を要している地方事務所を除
重点取組事項	現段階では 判断できない	き作業が完了している。 ・間伐以外の後半の実行計画については、本庁が取組案 を作成し、6月24日付けで現地機関に意見照会を実施した
		ところ。 ・次期総合5か年計画の策定及び里山整備の方向性等に 密接に関係しているため慎重に検討し、市町村、関係団体 へ意見照会する計画。
29) 森林づくりアクションプラン の毎年度の評価・検証の 仕組みの構築	<del>3月</del> H29	・28) において策定予定のH28以降の後半5年間の目標について、①「実績の把握」、②「評価(課題の抽出)の実施」、③「改善策の検討」、④「必要に応じ
	現段階では 判断できない	次年度以降の実行計画の修正」の一連の評価・検証の 仕組みの構築に向け、検討を進める計画。

- 〇地域ごとの実行能力等を評価するための資料作成に時間を要している。 期間を延長したうえで、現地機関との打合せを行い、目標案の策定を 進める。
- ○間伐の目標面積以外の実行計画についても検討を実施している。

Hσ		年度末評価	計画担当
取 組	Π	二度と不祥事が"起きない"事務事業の仕組みの構築	総務係
項目	3	県民起点で現場実態を踏まえた計画づくりと予算執行	実施対象
Ξ	2	県民目線での適切な予算執行	全職員

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容(実績)等
30) 地域の事業要望を予算要求額 に反映させるための要望調査 の前倒し	9 ~10月 有効 (継続すべき)	・林務部全事業において、地域の事業要望を適切に予算要求額に反映させるため、9~10月に各事業担当が現地機関に対して、文書又はヒアリングによる要望把握を実施。地域の事業体や地方事務所の能力を考慮した適切な事業要望であるかについて、事業担当課内で検証及び総務係経理担当においても予算編成作業過程で確認。・事業実施を具体的に計画段階から時間をかけて検討することは重要といった意見もあったことから有効であったと考えられる。・今後は、今回の予算編成作業における新たな取組の成果と課題を検証し、来年度予算編成過程において反映させるように継続して実施する。
31)予算執行の進捗状況の把握	4 半期毎 有効 (継続すべき)	・平成28年度予算に係る補助金等の執行状況を把握するため、調査要領等を定めて7月20日に実施通知を送付済。 ・現地機関のコンプライアンス推進会議で業務の執行状況の把握を行い、コンプライアンス本部会議において県全体として業務の執行状況を把握してゆく。 ・9月末日現在の補助金等執行状況について、各地方事務所において取りまとめ本庁に報告。(10月7日期限) ・12月末日現在の補助金等執行状況について、各地方事務所において取りまとめ本庁に報告。(1月10日期限)
32) 執行状況を踏まえた 事業執行方針の作成	12月 〜 有効だが一部 に課題あり (一部見直し)	・31) で把握した平成28年度予算に係る補助金等の執行状況については、部全体の会議等での共有予定。また、予算の減額や繰越処理を適切に実施するための判断材料に用いた。

- ○地域要望を予算要求に反映させる取組については、適切な予算執行に有効であると考えられることから、継続的に実施 ○林務部全体として予算執行状況を把握する取組については、所属ごとに
- 執行状況を取りまとめる過程で、担当者個人が抱え込んでしまうことを
- 未然防止する効果があるものと考えられる。 〇執行状況調査と翌年度にかけての事業執行方針とをどのように有機的に 結び付けて議論すべきか検討が必要。

₩		年度末評価	計画担当
取 組	Π	二度と不祥事が"起きない"事務事業の仕組みの構築	造林緑化係
項 目	4	造林補助事業での不適正申請を許さない仕組みの構築	実施対象
目	1	造林補助事業の要領等に沿った運用の徹底	造林事業担当

	具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容(実績)等
33)	県の実施要領を見直し、 国の実施要領等の内容を	5月	・平成27年度に現地機関を交えたWGを開催し、本行動計画に基づく取組について具体策を検討し、地方事
	組み込む形(一元化)で改正	有効 (所期の 目的達成)	務所の意見を集約した上で、本年度に実施要領の改正 済み。 ・改正された要領は周知期間を鑑み第3回申請(8月
	重点取組事項		20日期限)より適用。
34)	要綱・要領の簡易版を Web形式で作成し、	8月	・最新の補助金交付要綱・実施要領及び調査要領の本 文と様式を長野県のHPに掲載済み。
	リアルタイムで更新	有効 (継続すべき)	簡易版は今後作成し掲載する。
35)	毎年度当初、造林担当者の 研修会(造林事業研修会)	4月	・改正を行う実施要領等の内容および現地調査について、4月に現地機関の造林担当者向けの研修会を1回
	を開催	有効 (継続すべき)	開催し、要綱要領等の説明会を全県を5ブロックに分け開催した。 ・制度改正や人事異動等も想定されることから、実施
			結果を踏まえ、内容を工夫しつつ、毎年度実施してい く。
36)	地域特有の課題に対応した 要件解釈について問題点を	随時更新	・補助要件の解釈について、造林担当者から出された 疑問点についてQ&A形式で整理した。本庁と現地機
	集約し、 地方事務所と本庁で 共有して解決する	有効 (継続すべき)	関の共有サーバで管理し随時更新。 ・引き続き、統一的な解釈による事業実施に資するよう 更新を行う。
			・県下5箇所で実施した事業体向け説明会での質疑を 集約し整理済み(7月に地方事務所へ配布済み)。
37)	補助要件の解釈の具体例を 蓄積し、Q&A形式により	随時更新	・補助要件の解釈について、造林担当者から出された 疑問点についてQ&A形式で整理した。本庁と現地機
	地方事務所と共有する	有効 (継続すべき)	関の共有サーバで管理し随時更新。 ・引き続き、統一的な解釈による事業実施に資するよう う更新を行う。
			・県下5箇所で実施した事業体向け説明会での質疑を 集約し整理済み。
	本庁が地方事務所の運用実態 ご期的に把握・協議する	4~2月	・全地方事務所の調査に同行及び調査員として調査を 行い運用状況の把握を行った。
	(各所年1回以上)	有効 (継続すべき)	・10月17日に事業執行上の課題等について全地方事務 所と意見交換を実施した。

- ○事案の反省を踏まえた造林補助事業の仕組みの見直しについては、現地機関を 交えたWGでの検討を踏まえ、実施要領の改正等を行うことができ、統一的な 解釈による運用を徹底する基礎を固めるため行った研修会の実施、運用実態の 把握やQ&Aの蓄積は有効であったと考えられる。
- 〇今後は、平成28年度の評価を踏まえ造林補助事業の仕組みの見直しと、統一的 な解釈による運用がより一層徹底されるよう、研修会等を引続き行なう。

取組項目

Hio		年度末評価	計画担当
取 組	П	二度と不祥事が"起きない"事務事業の仕組みの構築	造林緑化係
項	4	造林補助事業での不適正申請を許さない仕組みの構築	実施対象
=	2	補助申請者による自己チェックの強化と書類調査の厳格化	造林事業担当

	具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容(実績)等
39)	平成27年度に実施要領等を 改正し明確化した補助金	8月以降	・現地機関を交えたWGの意見を踏まえ、申請時に必要となる書類を明確化し、要領の改正に反映した。
	申請書や作成・提出を 義務化したチェックリストの 林業事業体への周知・定着	有効 (所期の	・要領に補助金申請書の添付書類及び提示書類のセルフチェックリストの作成提出を義務化した。 ・平成28年度第3回申請(8月20日期限)から活用。
	重点取組事項		
40)	作業内容が明確に確認できる 写真の添付を義務化	5月	・現地機関を交えたWGの意見を踏まえ、施行地毎に 撮影日や撮影箇所が明確な写真を添付させることと
	(実施要領改正)	有効 (所期の	し、写真撮影基準を要領に定めた。 ・平成28年度第3回申請(8月20日期限)から適用。
41)	申請者自らが管理用プロット を設定し、伐採率等を	5月	・申請者自ら申請箇所の施業内容が補助要件に合致したものであることを説明できるよう、管理用プロット
	管理するよう義務付け	有効 (所期の	の設置させることとした要領に改正済み。 ・平成28年度第3回申請(8月20日期限)から適用。
42)	事業施工地台帳の整備を徹底	8月	・現行の要領に基づき台帳の整備を徹底するよう昨年 8月に通知。
		有効 (所期の	・実施要領において、施行地台帳を調査時提出書類に 定めた。 ・調査時の確認は平成28年度第3回申請(8月20日期 限)から適用。
43)	調査プロセスチェックリスト	8月以降	
	を作成し、決裁回議時に複数の職員(係員及び上司)が確認	現段階では	た。 ・2月15日に造林WGを実施し、調査調書の記載内容の 更なる充実を図る。
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	判断できない	
44)	コンプライアンス推進会議構成員(副所長等)により	4, 6, 8, 10, 12月	・補助金交付決定にかかる決裁におけるコンプライアンス推進会議構成員による確認や会計局が作成した補助のチェックはストにより出納機関がチェックを実
	書類調査内容を確認	有効 (継続すべき)	助金チェックリストにより出納機関がチェックを実 施。

- 〇平成28年度から必要書類の明確化や申請者による自己チェックの強化を本格的に行った。セルフチェックリストと管理プロットの設置義務化が自己チェックの強化に有効であったと考える。また、コンプライアンス推進会議構成員による書類確認は調査の厳格化に有効であったと考える。
- 〇平成29年度は平成28年度の評価に基づき、必要に応じ改善を行なうとともに自己チェックの強化等に有効であるセルフチェックリストや管理用プロットの設置、コンプライアンス推進会議構成員による書類確認を引続き行なう。

取組項目

	年度末評価	計画担当
I	二度と不祥事が"起きない"事務事業の仕組みの構築	造林緑化係
4	造林補助事業での不適正申請を許さない仕組みの構築	実施対象
<b>(3</b> )	現地調査の形骸化防止・けん制体制強化	造林事業担当

	具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容(実績)等
45)	調査内規の見直しと調査員ごとの調査レベルの平準化	5月	・現地機関を交えたWGの意見を踏まえ、統一的な調査が実施されるよう、調査基準の具体化(数値化等)
		有効 (継続すべき)	など調査内規の見直しを行った。 ・また、調査レベルの平準化のため、4月に担当者研修会を実施済み。
46)	間伐等の調査箇所の 無作為抽出に当たり、 乱数表等を活用	4, 6, 8, 10, 12月 有効 (継続すべき)	・昨年11月に乱数表を配布し、調査箇所の無作為抽出 を徹底。 ・恣意性を排除する観点から無作為抽出は牽制効果あ り。今後も徹底していく。
47)	けん制効果を高めるために、 他係の応援も含め、 原則2人で現地調査を実施	常時 有効 (継続すべき)	・全地方事務所において2人体制での調査を実施中。
48)	調査結果のホームページへの 公表などけん制効果の	8月以降	・現地機関を交えたWGの意見を踏まえ、申請回数ごとの調査結果について、各事務所で閲覧可能な形で公
	一層の向上を検討	有効 (継続すべき)	表することとした。 ・平成28年度第3回申請分(8月20日期限)から実 施。
49)	コンプライアンス推進会議 構成員(副所長等)による	4月以降	・コンプライアンス推進会議構成員や会計センターに による現地調査を全地方事務所で実施済み。
現地調査	現地調査の実施 (年 1 回以上) し	有効 (継続すべき)	・現地調査への牽制効果の確保や「推進会議」構成員 の造林補助事業の理解促進に効果的であり、引き続き 取り組む。
50)	間伐キャラバンやSP巡回指導 を利用し、本庁職員(造林緑	4~2月	- 現地調査等の見直し結果の効果の確認や現地機関へ の牽制の観点から必要な取組であり、平成28年度から
	化係以外の職員を含む) による現地調査調書の確認を 行い、調査実態の把握と問題 点の解決	有効 (継続すべき)	実施。 ・全地方事務所の調査に同行及び調査員として調査を 行い運用状況の把握を行った。
51)	万が一、不適正な受給が発覚 した場合、該当事業体からの	8月以降	・不適正受給が確認された森林組合に対しては、平成 27年度に引続き全数調査を実施。
	申請を受け付けないなど、 対応を厳格化	有効 (継続すべき)	・現地機関を交えたWGの意見を踏まえ、現地調査の結果、不合格箇所が判明した場合の他の再調査等の対応を明確にし、28年度事業から運用。

- 〇現地調査箇所の無作為抽出の徹底や2人体制での調査の実施、コンプライアンス推進会議構成員や本庁職員による現地調査の実施は現地調査の形骸化防止・けん制体制強化に有効であったと考えられる。
- 〇調査レベルの平準化を図るため、調査研修を今後も行なうとともに、調査要領の具体化などに取り組む。また、現地調査箇所の無作為抽出や2人体制など現地調査の形骸化防止・けん制体制強化に資するものは引き続き実施する。

Ho	年度末評価	計画担当
取 組	Ⅱ 二度と不祥事が"起きない"事務事業の仕組みの構築	造林緑化係
項 目	4 造林補助事業での不適正申請を許さない仕組みの構築	実施対象
Н	④ 実態に即した予算執行に向けた予算編成・配分の見直し	造林事業担当

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容(実績)等
52) 前年9月に地域の翌年度概算 計画量を調査・把握し、	9月	・平成28年度予算は、10月に前倒しした林業事業体等 に対する要望調査結果に基づき編成を行い、現地実態
当初予算に反映	有効 (継続すべき)	に沿った予算を計上できたものと考えられる。 ・実施要領の改正により林業事業体から市町村経由で 9月20日までに提出された予定調書に基づき、地方事
		務所長が作成した実施計画書に沿って、平成29年度の 予算編成を行なった。
53) 1月の予定調書において、 年間事業量のほか、 新たに補助金申請回ごとの	9月	・WGでの議論を踏まえ、予定調書の様式を年間事業量のほか、新たのに補助金申請回毎の事業量を調査、 把握できるものに要領を改正済み。
計画量を調査・把握	有効 (継続すべき)	・新要領に基づき、平成28年9月20日までに市町村を 経由で提出された予定調書により翌年度の申請回毎の 事業量の把握を行なっている。
54) 補助金申請回ごとの 執行状況を把握し、	随時	・平成28年度予算の執行にあたり、申請回毎に必要額 を調査し再配当を行なってきたが、再配当までに時間
予定調書との差異等を 確認しながら 早期に年間執行見込みを推測	有効だが一部 に課題あり (一部見直し)	を要した。また、地方事務所の執行額の把握は行なっていたものの、申請回毎の進捗把握はできていなかった。
	0.8	・平成29年度は予定調書により箇所毎の執行管理を行うなど、見直しが必要。
55) 国への概算払請求期限 (2月20日) までに 執行見込額を精査し、	2月 現段階では	・年間の申請回を5回(最終回12月)とし、それ以降については、現地調査済み又は2月10日までに調査が可能なもののみ延長を協議できるものとし、2月20日
地方事務所からの不用額の 引上げ、繰越及び減額補正等 の予算措置を実施	判断できない	までに執行額の確定が可能な要領に改正済み。

- ○予定調書に基づき翌年度の予算編成を実施した。また申請回毎に必要額を調査 し再配当を行ったものの、申請回毎の進捗把握が出来ていなかった。
- 〇予定調書に基づく予算編成は有効であり、今後も取組を継続する。また予定調 書に基づき、箇所毎の執行状況の把握に取り組む。

取組項目

年度末評価 計画担当

□ 二度と不祥事が"起きない"事務事業の仕組みの構築 造林緑化係

4 造林補助事業での不適正申請を許さない仕組みの構築 実施対象

⑤ 現地調査が困難な年度末申請の見直し 造林事業担当

	具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容(実績)等
56)	年間の申請回数を5回 (最終回12月)とする。 ただし、確実に完了されてお り、適切に現地調査が可能な 申請のみ受け付ける	12月 有効だが一部 に課題あり (一部見直し)	・補助金申請者(78事業体)に対してアンケート、現地機関を交えたWGを踏まえ、年間の申請を5回(最終回12月)とし、以降は、確実に完了し、適切な現地調査が可能な申請のみ1月末まで延長を協議できる実施要領に改正済み。 ・事業実施が10月以降となる保全松林緊急保護整備事
	重点取組事項		・事業美施が10月以降となる保全松林紫志保護登偏事 業は12月20日(最終回)までの申請が困難であり検討 が必要。
57)	平成28年度から適用し、 引き続き、適正な現地調査の 実施を担保しつつ、 円滑に補助事業が運用できる よう、林業事業体や現地機関 での実態を把握する	2月 有効だが一部 に課題あり (一部見直し)	・積雪期である年度末の適正な現地調査を担保するため、年間の申請回数を5回とし、以降は、確実に完了し、適切な現地調査が可能な申請のみ1月末まで延長を協議できる実施要領に改正済み。 ・事業実施が10月以降となる保全松林緊急保護整備事業は12月20日(最終回)までの申請が困難であり検討が必要。

総合評価 及び <u>今後</u>の取組

- 〇現地調査が困難な年度末申請のあり方については、林業事業体や現地機関の意見を踏まえ、見直しの方向性を定め、平成28年度から実施要領を改正して、年5回の申請とした。適正な現地調査の実施に有効であるが、事業実施が10月以降となる保全松林緊急保護整備事業は12月20日(第5回)までの申請が困難であり、仕組みの一部見直しが必要と考える。
- 〇適正な現地調査を実施するため、今後も引続き年5回の申請とするが、保全松 林緊急保護整備事業は仕組みを検討する。

取<br/>組<br/>項目<br/>目<br/>1<br/>1<br/>1<br/>1<br/>1<br/>1<br/>2<br/>1<br/>2<br/>1<br/>2<br/>2<br/>3<br/>4<br/>1<br/>3<br/>4<br/>1<br/>3<br/>4<br/>1<br/>3<br/>4<br/>1<br/>3<br/>4<br/>2<br/>4<br/>1<br/>3<br/>4<br/>2<br/>4<br/>2<br/>4<br/>4<br/>5<br/>4<br/>5<br/>4<br/>5<br/>4<br/>5<br/>4<br/>5<br/>4<br/>5<br/>5<br/>7<br/>6<br/>7<br/>8<br/>7<br/>8<br/>7<br/>8<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>1<br/>9<br/>9<br/>9<br/>9<br/

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容(実績)等
58) 担当者会議の開催	4 月 有効	・普及担当者会議を4月28日に開催した。 (各地方事務所から22名の係長、担当者の出席があ り、適正な事業執行を図るため、要領の改正内容に
	(所期の 目的達成)	ついて解説。)
59) チェック表の活用と進捗管理	5月以降	・要領改正(5月)以降「事業執行チェック表」を活用し事業実施中。
重点取組事項	有効 (継続すべき)	・11月に、該当する全ての地方事務所から進捗報告が提出され、適切に管理がされている。第2回目の 進捗報告は3月に実施する予定。

- 〇要領改正後、事業執行チェック表、進捗報告等による確認を行い、事業の適正 実施向けた手段として、有効に機能していると評価できる。
- 〇今後も事業執行チェック表及び進捗報告による事業執行管理を継続し、適正な 事業執行に努める。

Hπ	年度末評価	実施担当
取 組	Ⅱ 二度と不祥事が"起きない"事務事業の仕組みの構築	森林計画係
項 目	5 不適正受給が判明した事業における再発防止	実施対象
Ħ	② 森林整備地域活動支援事業(交付金)の適正な事業実施の徹底	事業担当

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容(実績)等
60) 申請時及び実績報告時の確認 並びに交付後の要件の実施	4月	・チェックシートの運用について昨年度末に通知を 行い、事業の執行管理及び事後要件の進捗管理に
状況把握に活用するための チェックシートを一部見直し した上で、平成28年度から 正式に運用	有効 (所期の 目的達成)	活用している。
重点取組事項		
61-1) 県から地方事務所への 説明会を開催	~6月	・普及・普及林産担当係長会議において、事業の適正 な実施とチェックシートの活用について周知・徹
	有効 (継続すべき)	底を図った。
61-2) 市町村及び交付対象者に 対して制度内容や留意点等 を周知徹底	~6月	・市町村、事業体への説明について、毎年度当初に 開催されている担当者会議等で行うよう周知徹底 を図った。
	有効 (継続すべき)	
62) 9月と3月に交付後要件の 実施状況をチェックシートを ]	9,3月	・地方事務所に対してH27.11月、H28.2月に通知を 行い、交付後要件の確認を依頼した。
用いて確認 重点取組事項	有効 (継続すべき)	・以後、チェックシートを用いて確認を行い、実施 が遅れている交付対象者に対しての指導を行う。
<b>主</b>		

- 〇制度内容、留意点等の周知徹底、説明会の開催等により、県担当者、実施主体 (市町村)、交付対象者(林業事業体等)の要綱、要領等の正確な理解を深めるこ とで、事業の適正な実施における有効性が認められることから、今後も継続し て取り組む。
- 〇チェックシートについては、事業内容や交付後要件の確認に有効であることから、平成28年度から正式な運用をしている。ただし、効果的な運用を図るため、必要に応じて地方事務所、実施主体、交付対象者の意見を基に見直しを検討することとする。

Hitz	年度末評価	計画担当
取 組	Ⅱ 二度と不祥事が"起きない"事務事業の仕組みの構築	企画係
項目	5 不適正受給が判明した事業における再発防止	実施対象
P	③ 森林づくり推進支援金における嵩上げ補助の適正化	事業担当

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容(実績)等
63) 平成27年度の取組及び 年度末の実績調査による 課題の抽出	5月	・森林づくり推進支援金実施要領を改正し、市町村が 嵩上げ補助事業を行う場合、補助対象とする事業名及 び積算根拠を記載することとした。
DAKE 47 JM EL	有別 (所期の 目的達成)	
64) 課題の抽出により、 必要に応じて、 新たな取組の検討	6~3月	・本年度も嵩上げ補助事業を実施する市町村にあって は、年度末までに位置づけを確認予定。
がいて、ひろんり並びり入口」	現段階では 判断できない	
   65) 間接補助事業者が実績報告	6~3月	・本年度も嵩上げ補助事業を実施する市町村にあって
書を提出する際の添付書類 及び市町村による実績調査 の方法の規定について確認	現段階では 判断できない	は、年度末までに位置づけを確認予定。
し、規定を依頼		

- 〇市町村の補助金交付要綱における、県の信州の森林づくり事業などの位置 づけを確認し、間接補助事業としての手続きの流れ等を地方事務所におい て再確認することができた。
- ○今後、改めて嵩上げ補助に取り組む市町村に対して、趣旨を理解いただき 適正な執行となるよう、交付要綱等への規定等を依頼していく。

Ho	年度末評価	計画担当
取 組	Ⅱ 二度と不祥事が"起きない"事務事業の仕組みの構築	林道係
項 目	5 不適正受給が判明した事業における再発防止	実施対象
П	④ 林内路網関係補助事業の事業実施の適正化	事業担当

	具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容(実績)等
66)	事前ヒアリングや事業計画書の提出時に市町村道等との重複防止に関する事前確認と「確認表」の提出を徹底	ヒアリング時等	・「林内路網関係補助事業における事業実施の適正化について(平成27年10月28日付け林務部長通知)」により、地方事務所を通じ、森林組合等の事業主体に対し、路網開設に必要な市町村道等との重複防止の確認を含んだ「確認表」の提出を義務付けるよう周知・徹
	定山で販店	有効 (継続すべき)	底を図った。 ・ヒヤリング時や事業計画書の提出時に「確認表」に
	重点取組事項		より市町村道等との重複防止の事前確認を行った。
67)	事業主体(市町村以外)の 事業計画書を関係市町村に 報告し、市町村道との重複 の確認を求める。	ヒアリンク゛時等 有効 (継続すべき)	・事業主体自ら「確認表」の作成に当たって、市町村 道等との重複の確認を行った。
68)	事前に市町村道等との重複が 確認された場合、事業主体に 対し、事業計画変更等の必要 な手続きを求める	ヒアリンク゛時等 有効 (継続すべき)	・今年度該当事案は無かった。
69)	年度末に現場の声を踏まえて 取組の評価を行い、必要に 応じて改善する	2月	

- ○「確認表」を活用した市町村道等との重複防止への取り組みは有効である。
- ○今後も継続して「確認表」を活用した、事業実施の適正化に取り組む。

取<br/>組<br/>項目年度末評価計画担当皿 二度と不祥事を "起こさせない" ための森林組合の指導監督担い手育成係6 森林組合の内部管理体制整備の促進実施対象① 県と県森連が連携した森林組合の内部管理体制の整備促進組合担当(本庁)

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容(実績)等
70) ガイドラインを活用した組合の役職員の自己点検の	随時	〇県の常例検査において本年度から検査項目に「コンプライアンス体制」を追加し、重点検査項目としてガイドラインを活用した組合役職員の自己点検状況等を全18森林組合に確認。
実施とガイドラインの内容 改善 	有効 (継続すべき)	
重点取組事項		
71) 県森連が実施する組合の 役職員研修に対する支援	随時	〇本年度に県森連が実施した下記研修会に県担当者が 講師として協力するなど、連携して研修会を実施。 ・森林組合初任者研修会(8/8~10:参加者 森林組
	有効 (継続すべき)	合職員16名、県職員12名、講師1名派遣) ・森林組合監事研修会(12/1:講師1名派遣) ・森林組合役員研修会(12/13:講師1名派遣)

- 〇役職員のコンプライアンス意識の向上を図るために、森林組合が取り組む コンプライアンス活動状況をガイドラインに沿って確認し、併せてガイド ラインの内容についての意見を収集することができた。
- 〇今後も、自主的なコンプライアンス活動が実効性あるものとなっていくよう う指導していく。
- 〇引き続き県森連が実施する研修に講師を派遣するなど、連携して研修会を 実施する。

取組<br/>理<br/>百目年度末評価計画担当エ 二度と不祥事を "起こさせない" ための森林組合の指導監督<br/>6 森林組合の内部管理体制整備の促進<br/>② 森林組合に対する県の指導力の強化担い手育成係・経営普及係<br/>実施対象<br/>組合担当(本庁・地事)

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容(実績)等
72) 森林組合指導への改正した 森林組合指導方針の活用	随時	〇森林組合の内部管理体制整備の促進、人材育成、適 正な補助金執行、低コスト林業の推進等を支援するために技術指導や各種研修を行う等、改正した指導方針 に基づく組合指導を地方事務所等が行った。
	有効 (継続すべき)	
73-1) 組合指導担当者に対する 県内部の研修を 定期的に実施	6 月 有効 (継続すべき)	〇森林組合等検査員研修会(6/8:参加者数24名)において、改正した指導方針を説明し意識共有を図った。 〇森林組合職員会議(4/6:参加者数42名)において、 改正した指導方針について説明。
3-2) 森林組合に対する 随時 技術指導・各種研修の実施	随時	〇地方事務所において、森林組合が行う造林事業の適 正な実施や森林経営計画の作成等に関する研修会を計 10回実施。
と林務課職員の参加促進	有効 (継続すべき)	〇地方事務所において、森林組合からの要請に応じて 随時個別指導を実施。 〇県森連主催森林組合監事研修会(12/1:参加者32
74) 森林組合の意見の 定期的な把握	随時	名) に講師1名を派遣 〇県森連主催森林組合役員研修会(12/13:参加者88 〇森林組合職員会議(4/6:参加者数42名)において、 本年度からの森林組合に対する指導・検査体制の強化
た初申がみに注	有効 (継続すべき)	について説明し、意見交換。 ○県森連会長と林務部長との懇談会を開催(7/4) ○県森連と連携して森林組合との懇談会を開催(7/8:
		参加者数51名)。 〇このほか、常例検査等の機会を捉え、森林組合の要望・意見を把握した。

- 〇昨年度改定した森林組合指導方針の理解を深めるための研修を実施すると ともに、通年森林組合に対する技術指導を実施し、組合の意見も定期的に 把握することができた。
- 〇今後、森林組合指導方針に基づき、組合指導を進めるとともに研修を定期 的に実施し、県担当者の資質向上を図り指導力の強化に努めていく。

取組項目年度末評価計画担当項目二 こ度と不祥事を "起こさせない" ための森林組合の指導監督担い手育成係6 森林組合の内部管理体制整備の促進実施対象③ 県の森林組合常例検査の実施体制の強化組合担当(本庁)

	具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容(実績)等
75)	見直し後の体制による 常例検査の実施	7~12月	〇検査実施体制の見直しを受け、常例検査の実施要綱 を改正するとともに、新たに検査実施の細部を定めた 事務処理手順を作成。
	重点取組事項	有効 (継続すべき)	く主な見直し内容> ・検査員の増(地方事務所担当者も検査員に任命) ・検査周期の見直し(隔年から毎年に)
			・検査項目の見直し(個別の補助事業の事務の確認等) ・検査指示事項が改善するまで指導を継続 ・公認会計士に検査助言を受ける体制の構築 〇7月から12月までに県内の全18組合に対して常例検 査を実施。 〇公認会計士が検査に同行し、3組合4日間の検査を実施した。
76)	組合検査担当者に対する 県内部の研修を定期的に実施	6月,1月	〇本年度から新たに森林組合等検査員研修会開催 ・第1回(6/8:参加者数24名) 農林水産省の検査・監察部の検査員2名、県森
		有効 (継続すべき)	連の森林組合監査士を講師に招くなど、検査検 査員の資質向上と検査員間の意識共有を図っ た。
			・第2回(1/30:参加者19名) 本年度の検査結果を共有し、検査手法の確認等 を行い、検査員の資質の向上と次年度の検査体 制についての意見交換を行った。
77)	国や県森連等が主催する 外部研修への参加を促進	随時	〇国の検査職員基礎研修(4/11~15:参加者数3名)に 本庁1名及び地方事務所2名の組合担当者が参加。
		有効 (継続すべき)	○取組事項Ⅲ-6-①71)の県森連が開催する研修 に、本年度から県の組合担当者が参加。 ・森林組合初任者研修会(8/8~10:森林組合職員 16名、県職員12名参加、講師1名派遣)

- 〇常例検査実施体制見直しを行い、新しい体制で全組合の検査を実施、特に公認会計士の同行により専門的知見を活かした検査が実施できた。
- 〇平成29年度は、県内部の研修実施、外部研修の受講等、地方事務所担当 者の検査員としての資質向上に努め、検査体制の強化を図る。